久喜市議会
平成２７年１１月定例会議案

議　案　目　録

議案第　９７号　平成２７年度久喜市一般会計補正予算（第４号）について　……　１
議案第　９８号　平成２７年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第２号）について　……　２
議案第　９９号　平成２７年度久喜市水道事業会計補正予算（第２号）について　……　３
議案第１００号　久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例　……　４
議案第１０１号　久喜市個人番号の利用に関する条例　……　９
議案第１０２号　久喜市税条例等の一部を改正する条例　……　１１
議案第１０３号　久喜市介護保険条例の一部を改正する条例　……　２５
議案第１０４号　久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例　……　２６
議案第１０５号　久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例　……　２７
議案第１０６号　久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例　……　２８
議案第１０７号　久喜市農業委員会の委員の定数に関する条例　……　３０
議案第１０８号　指定管理者の指定について　……　３２
議案第１０９号　指定管理者の指定について　……　３３
議案第１１０号　指定管理者の指定について　……　３５
議案第１１１号　指定管理者の指定について　……　３６
議案第１１２号　指定管理者の指定について　……　３７
議案第１１３号　指定管理者の指定について　……　３８
議案第１１４号　久喜市総合振興計画の一部改定について　……　３９
議案第１１５号　久喜市都市計画マスタープランの一部改定について　……　４２
議案第１１６号　路線の廃止について　……　５２
報告第　　９号　専決処分の報告について　……　５３
報告第　１０号　専決処分の報告について　……　５５

議案第９７号

平成２７年度久喜市一般会計補正予算（第４号）について

平成27年度久喜市一般会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第９８号

平成２７年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第２号）について

平成27年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第９９号

平成２７年度久喜市水道事業会計補正予算（第２号）について

平成27年度久喜市水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１００号

久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成22年久喜市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」	0.75

	という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84

	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に

係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3　平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の

一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

4　適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、この案を提出するものであります。

議案第１０１号

久喜市個人番号の利用に関する条例

（趣旨）

第1条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　個人番号　法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(2)　特定個人情報　法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3)　個人番号利用事務実施者　法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(4)　情報提供ネットワークシステム　法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（市の責務）

第3条　市は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条　法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1左欄に掲げる機関が行う同表右欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2　別表第2左欄に掲げる機関は、同表中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3　市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4　第2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附　則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号において規定する政令で定める日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

機関	事務
市長	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務

別表第2（第4条第2項関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務	地方税関係情報、特別児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は医療保険関係情報であって規則で定めるもの

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第１０２号

久喜市税条例等の一部を改正する条例

（久喜市税条例の一部改正）

第1条　久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条　地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予をする金額又は当該徴収の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる方法とする。

2　市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3　市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4　市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5　市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第9条　法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2)　納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3)　前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4)　当該猶予を受けようとする期間

(5)　分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

(6)　猶予を受けようとする金額（当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている市の徴収金がある場合はその金額を加算した額。以下この節において同じ。）が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(7)　その他市長が必要と認める事項

2　法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2)　財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3)　猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4)　猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(5)　その他市長が必要と認める書類

3　法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2)　第1項第2号から第7号までに掲げる事項

4　法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

5　法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2)　猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3)　猶予期間の延長を受けようとする期間

(4)　第1項第5号から第7号までに掲げる事項

6　法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号及び第5号に掲げる書類とする。

7　法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

第10条　削除

(職権による換価の猶予の手続等)

第11条　法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下この項において「職権による換価の猶予」という。)をする期間内又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月。以下第12条第2項において同じ。)において、当該職権による換価の猶予をする金額又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2　第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3　法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　第9条第2項第2号から第5号までに掲げる書類

(2)　分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条　法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2　法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予(以下この項において「申請による換価の猶予」という。)をする期間内又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。)をする期

間内の各月において、当該申請による換価の猶予をする金額又は当該申請による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3　第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4　法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2)　第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号又は第7号に掲げる事項

(3)　分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5　法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

6　法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　第9条第1項第6号及び第7号に掲げる事項

(2)　第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3)　第4項第3号に掲げる事項

7　法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第13条　法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額(当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている市の徴収金がある場合はその金額を加算した額。)が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条まで　削除

第18条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第33条第2項中「算定する。」の次に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1)　納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第71条第2項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所)」に改める。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この

号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2　削除

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名)」に改める。

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条　久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成26年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項の改正規定中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

附　則

(施行期日)

第1条　この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条中久喜市税条例第8条から第17条まで及び第18条の改正規定並びに附則第4条第1項、第16条の2の改正規定並びに第2条の改正規定並びに附則第3条第3項及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条　第1条の規定による改正後の久喜市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この条、次条及び附則第6条において「一部施行日」という。）以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2　新条例第11条及び第13条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、一部施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3　新条例第12条及び第13条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、一部施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条　新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2　新条例第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用する。

3　新条例第23条第2項の規定は、一部施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4　新条例第36条の2第8項の規定は、施行日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条　新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第

10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに附則第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項並びに附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項、第13条の4第2項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の久喜市税条例(以下「旧条例」という。)第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項並びに附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項、第13条の4第2項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条　新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条　別段の定めがあるものを除き、一部施行日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1)　平成28年4月1日から平成29年3月31日まで　1,000本につき2,925円

(2)　平成29年4月1日から平成30年3月31日まで　1,000本につき3,355円

(3)　平成30年4月1日から平成31年3月31日まで　1,000本につき4,000円

3　前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27

		年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4　平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6　前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7　第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	久喜市税条例等の一部を改正する条例（平成27年久喜市条例第　　号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

8　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ

3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9　平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10　第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の	附則第6条第5項	附則第6条第10項におい

項		て準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11　平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12　第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項

	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13　平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14　第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項におい

		て準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

（特別土地保有税に関する経過措置）

第7条　新条例第139条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第8条　新条例第149条の規定は、施行日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第１０３号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例（平成22年久喜市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）」に改める。

第10条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　改正後の第9条第2項及び第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

介護保険料の徴収猶予及び減免の申請において、記載内容に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定される個人番号を加える必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第１０４号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立くりっ子放課後児童クラブの項中「60人」を「100人」に改め、同表久喜市立ほほえみ放課後児童クラブの項を次のように改める。

久喜市立しずか学童クラブ	久喜市佐間266番地1	30人

附　則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

平成28年4月1日開設予定の栗橋公民館及び栗橋西小学校敷地内に設置する放課後児童クラブについて、名称、定員を久喜市放課後児童クラブ条例に位置付ける必要があることから所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１０５号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　改正後の第23条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

国民健康保険税の減免申請において、記載内容に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定される個人番号を加える必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第１０６号

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成22年久喜市条例第205号)を次のように改正する。

第3条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3　市長は、第1項の規定により指定した土地の区域を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ久喜市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

第4条第1項中「建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ろ)項に掲げる建築物」を「居住の用に供する一戸建ての住宅(賃貸の用に供するものを除く。)」に改め、同項ただし書を削り、同条中第2項及び第3項を削る。

第5条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4　市長は、第1項第1号の規定により指定した土地の区域又は第2項の規定により指定した既存の集落を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出される都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請(以下「申請」という。)について適用し、同日前に提出された申請については、なお従前の例による。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

都市計画法の規定により指定した区域の変更等に係る手続及び建築できる建築

物の用途を改正したいので、この案を提出するものであります。

議案第１０７号

久喜市農業委員会の委員の定数に関する条例

久喜市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成22年久喜市条例第151号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88条）の規定に基づき、久喜市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び久喜市農地利用最適化推進委員（以下「農地利用最適化推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

（委員の定数）

第2条　農業委員会の委員の定数は、19人とする。

2　農地利用最適化推進委員の定数は、30人とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員の任期満了の日（農業委員会の選挙による委員（以下「選挙による委員」という。）の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

（久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3　久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部会長の項中「月額　36,000円」を「月額　47,000円」に改め、同部同代理の項中「月額　30,000円」を「月額　39,000円」に改め、同部委員の項中「月額　28,000円」を「月額　35,000円」に改め、同部に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額　20,000円

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

　農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第１０８号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　久喜総合文化会館
　久喜市菖蒲文化会館
　久喜市栗橋文化会館
２　指定管理者として指定するもの
　東京都港区虎ノ門2丁目2番5号
　株式会社ケイミックス
　　代表取締役　橋　本　鉄　司
３　指定の期間
　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由
久喜総合文化会館、久喜市菖蒲文化会館及び久喜市栗橋文化会館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１０９号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称

久喜市立つばめクラブ
久喜市立さくらっこクラブ
久喜市立たんぽぽクラブ
久喜市立あおばっこクラブ
久喜市立あおげわくわくクラブ
久喜市立北斗キッズクラブ
久喜市立久喜児童クラブ
久喜市立江面児童クラブ
久喜市立清久もみじクラブ
久喜市立菖蒲東学童クラブ
久喜市立小林・栢間学童クラブ
久喜市立菖蒲学童クラブ
久喜市立三箇学童クラブ
久喜市立鷲宮学童クラブ
久喜市立東鷲宮学童クラブ
久喜市立鷲宮中央学童クラブ
久喜市立桜田小学校学童クラブ
久喜市立上内学童クラブ

２　指定管理者として指定するもの

埼玉県久喜市青葉1丁目2番2号　地域交流センター内
久喜市学童保育運営協議会
理事長　西　崎　道　喜

３　指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

　久喜市立つばめクラブ他17クラブの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１１０号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　久喜市立くりっ子放課後児童クラブ
２　指定管理者として指定するもの
　埼玉県久喜市栗橋中央2丁目7番1号　久喜市立栗橋公民館敷地内
　くりっ子放課後児童クラブ父母会
　　会長　青　木　昌　美
３　指定の期間
　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由
久喜市立くりっ子放課後児童クラブの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１１１号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　久喜市立風の子学童保育クラブ
　久喜市立風の子南学童保育クラブ
２　指定管理者として指定するもの
　埼玉県久喜市南栗橋4丁目21番地1
　誠風会
　　会長　榎　本　綾　子
３　指定の期間
　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由
久喜市立風の子学童保育クラブ及び久喜市立風の子南学童保育クラブの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１１２号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　久喜市立しずか学童クラブ
２　指定管理者として指定するもの
　埼玉県久喜市間鎌444番地1
　特定非営利活動法人ほほえみ放課後児童クラブ
　　理事長　山　下　安　代
３　指定の期間
　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由
久喜市立しずか学童クラブの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１１３号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　久喜市総合体育館(第1体育館、第2体育館)
　有料公園施設等(久喜市総合運動公園、青葉公園、清久公園)
２　指定管理者として指定するもの
　毎日興業・日本美装グループ
　(代表者)
　埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1
　毎日興業株式会社
　　代表取締役　田部井　功
３　指定の期間
　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由
久喜市総合体育館及び有料公園施設等の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１１４号

久喜市総合振興計画の一部改定について

久喜市総合振興計画の一部を次のとおり改定することについて、議決を求める。

頁　　等	改　定　後	改　定　前
15頁下から5行目	また、県立高等学校	また、東京理科大学経営学部、県立高等学校
25頁	別紙1改定後参照	別紙2改定前参照
34頁上から13行目	大学等との交流を促進し、	本市にキャンパスのある、東京理科大学経営学部との交流を促進し、
105頁上から10行目及び11行目	本市では、大学等から	本市では、平成5年に東京理科大学経営学部が開校以来、大学生との交流を促進しています。 また、東京理科大学から

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市総合振興計画の一部を改定したいので、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号アの規定により、この案を提出するものであります。

別紙１

改定後

（２）土地利用構想図

別紙２

改定前

（２）土地利用構想図

議案第１１５号

久喜市都市計画マスタープランの一部改定について

久喜市都市計画マスタープランの一部を次のとおり改定することについて、議決を求める。

頁　　等	改　定　後	改　定　前
30頁	別紙1改定後参照	別紙2改定前参照
35頁中「活力創造の方針図」	別紙3改定後参照	別紙4改定前参照
55頁	別紙5改定後参照	別紙6改定前参照
57頁上から16行目及び17行目	菖蒲清掃センターに新たなごみ処理施設の建設を推進するとともに、新たなごみ処理施設と一体となった本多静六記念市民の森・緑の公園の整備を推進します。また、国道122号沿線に道の駅などの地域振興施設の立地について取り組みます。	国道122号沿線の本多静六博士生誕地記念園の整備とともに道の駅などの地域振興施設の併設について取り組みます。
58頁上から2行目及び3行目	新たに設ける交通結節点周辺を位置づけるとともに、既存市街地の環境改善を図り地区全体	市街地の環境の改善とともに商業等の振興を一体的に進めるなど地区
58頁上から16行目及び17行目	高速バス、路線バス、デマンドバス等の交通結節点の設置を推進します	商業施設から出るバスの活用可能性の検討を図ります
59頁中「地区整備構想図」	別紙7改定後参照	別紙8改定前参照

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

　久喜市都市計画マスタープランの一部を改定したいので、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号エの規定により、この案を提出するものであります。

別紙１

改定後

都市構造図
凡　例
都市核
都市交流軸
住居系ゾーン
産業系ゾーン
広域道路
高速道路等
鉄道
栗橋駅
南栗橋駅
国道１２５号
鷲宮駅
東鷲宮駅
国道４号
東武日光線
国道１２２号
東北自動車道
久喜駅
久喜IC
久喜白岡JCT
白岡百泉IC
首都圏中央連絡自動車道
改定箇所
（東京理科大学跡地の一部）
改定箇所
（吉羽地区）

別紙２

改定前

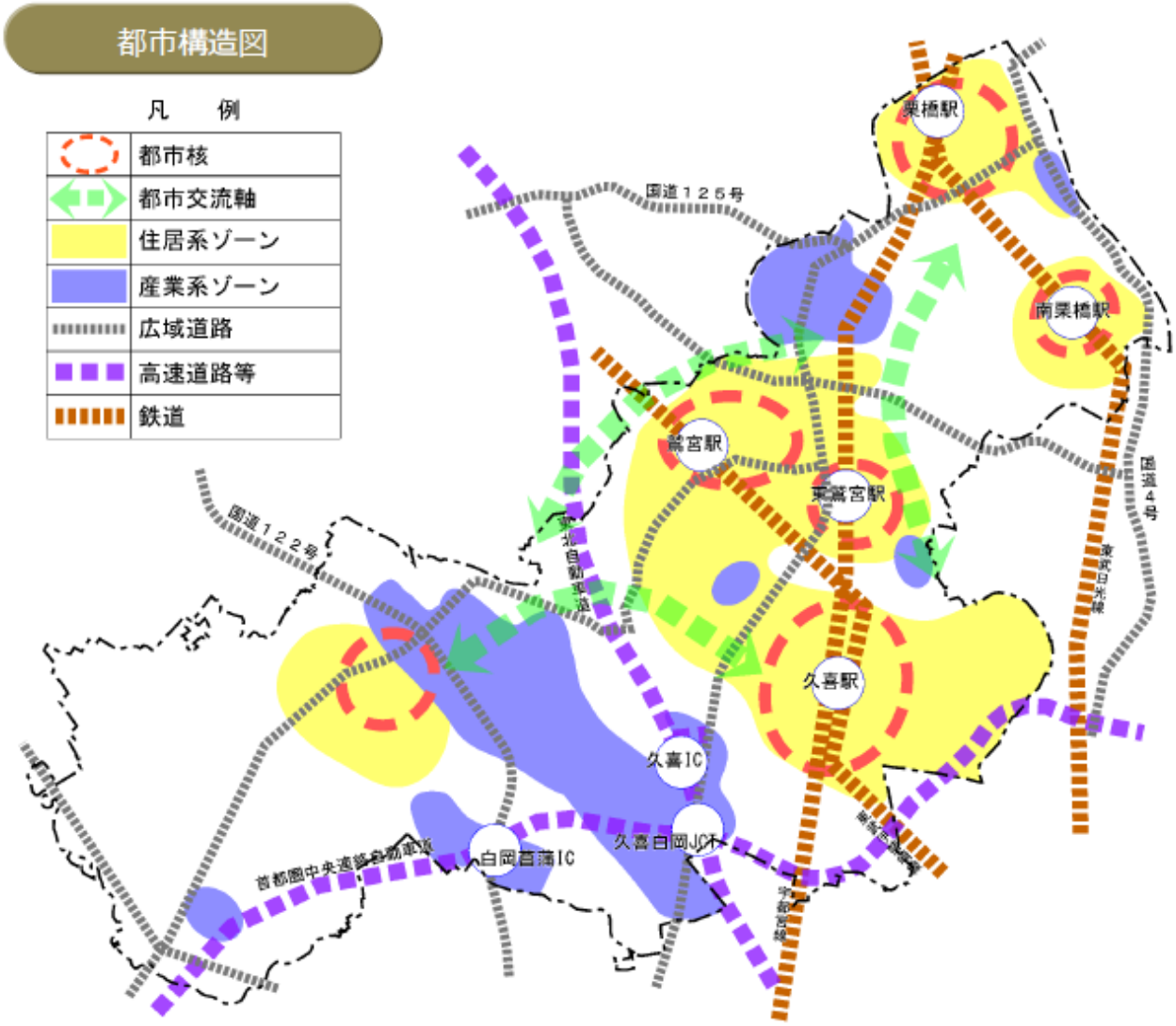
都市構造図
凡　例
都市核
都市交流軸
住居系ゾーン
産業系ゾーン
広域道路
高速道路等
鉄道
栗橋駅
南栗橋駅
国道１２５号
鷲宮駅
東鷲宮駅
国道４号
国道１２２号
東北自動車道
東武日光線
久喜駅
久喜IC
久喜白岡JCT
白岡百泉IC
首都圏中央連絡自動車道

別紙３

改定後

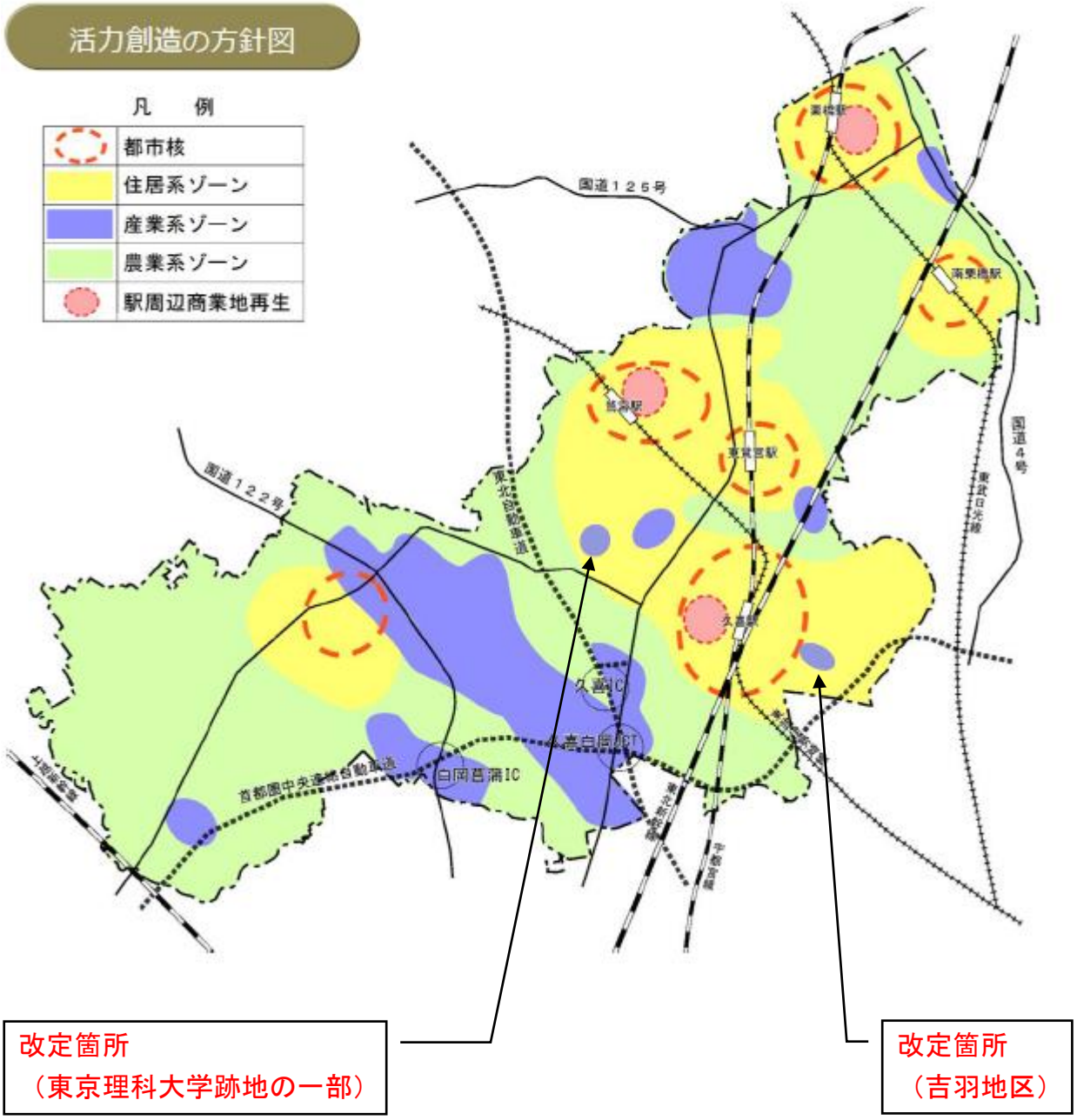
活力創造の方針図
凡　例
都市核
住居系ゾーン
産業系ゾーン
農業系ゾーン
駅周辺商業地再生
国道１２５号
国道１２２号
国道４号
東北自動車道
首都圏中央連絡自動車道
東武日光線
東北新幹線
白岡菖蒲IC
改定箇所
（東京理科大学跡地の一部）
改定箇所
（吉羽地区）

別紙４

改定前

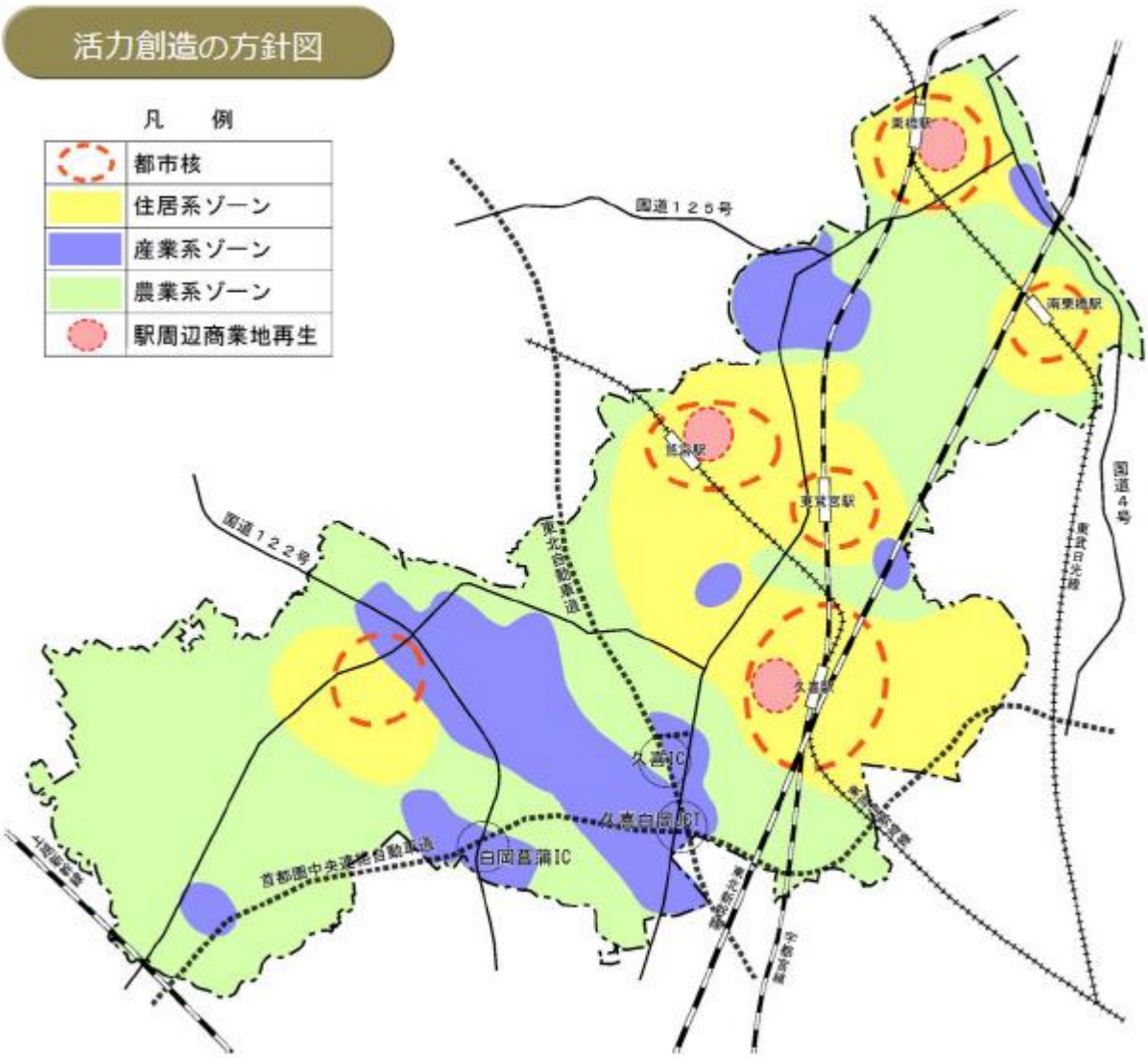
活力創造の方針図
凡　例
都市核
住居系ゾーン
産業系ゾーン
農業系ゾーン
駅周辺商業地再生
国道１２５号
国道１２２号
国道４号
東北自動車道
東武日光線
首都圏中央連絡自動車道
久喜IC
久喜白岡JCT
白岡菖蒲IC

別紙５

改定後

改定箇所
（東京理科大学跡地の一部）

改定箇所
（吉羽地区）

凡　例

	拠点商業市街地		田園地区		本市を一体化する道路交通
	商業複合市街地		住居系市街地誘導地区		公園緑地
	沿道系市街地		工業系市街地誘導地区		河川
	住宅市街地		新産業複合市街地誘導地区		小中学校
	工業系市街地		商業と居住の再生地区		防災拠点（市役所支所等）
	産業複合市街地		広域幹線道路		産業複合施設
	市街地近郊地区（区域指定）		都市幹線道路		
	田園居住地区（既存集落）		地域幹線道路		

別紙６

改定前

凡　例

	拠点商業市街地		田園地区		本市を一体化する道路交通
	商業複合市街地		住居系市街地誘導地区		公園緑地
	沿道系市街地		工業系市街地誘導地区		河川
	住宅市街地		新産業複合市街地誘導地区		小中学校
	工業系市街地		商業と居住の再生地区		防災拠点（市役所支所等）
	産業複合市街地		広域幹線道路		
	市街地近郊地区（区域指定）		都市幹線道路		
	田園居住地区（既存集落）		地域幹線道路		

別紙７

改定後

改定箇所
（菖蒲町菖蒲地区）

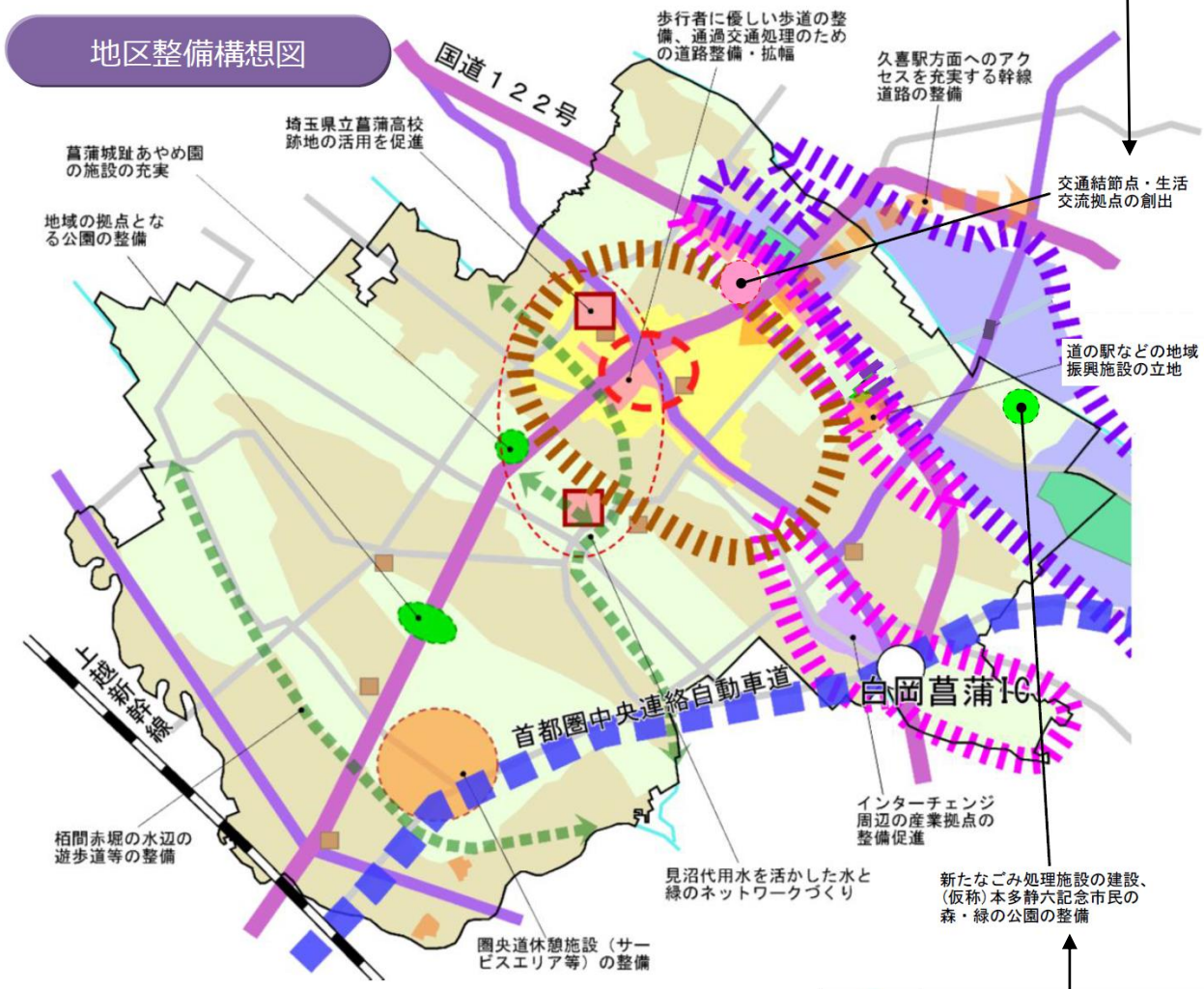

凡　例

					交通結節点・生活交流拠点
	拠点商業市街地		田園地区		本市を一体化する道路交通
	商業複合市街地		住居系市街地誘導地区		観光交流施設
	沿道系市街地		工業系市街地誘導地区		公園緑地（現況）
	住宅市街地		新産業複合市街地誘導地区		公園緑地（構想）
	工業系市街地		商業と居住の再生地区		水と緑のネットワーク
	産業複合市街地		広域幹線道路		河川
	市街地近郊地区（区域指定）		都市幹線道路		小中学校
	田園居住地区（既存集落）		地域幹線道路		防災拠点（市役所支所等）

改定箇所
（新たなごみ処理施設、（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園）

別紙８

改定前

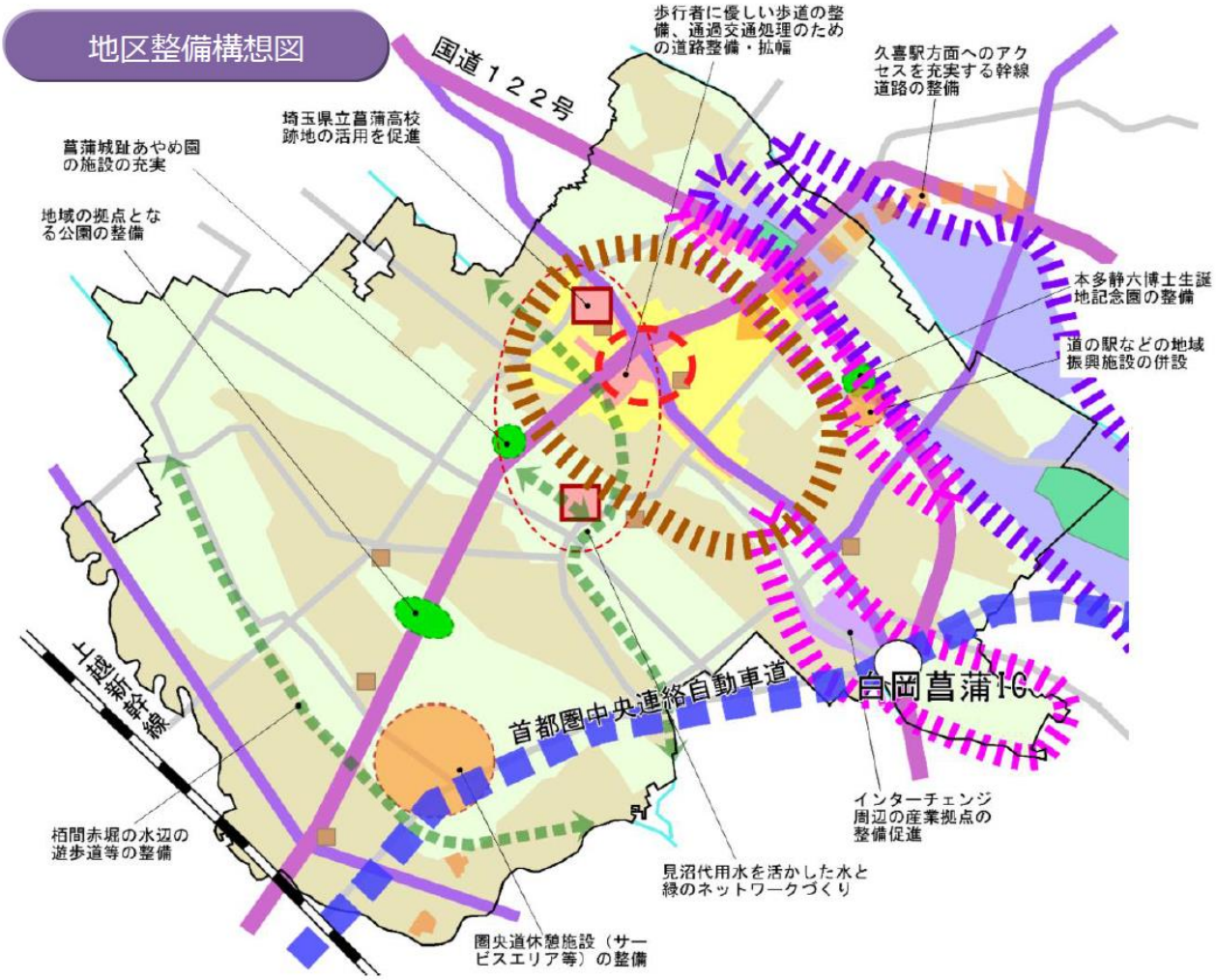

凡　例

	拠点商業市街地		田園地区		本市を一体化する道路交通
	商業複合市街地		住居系市街地誘導地区		観光交流施設
	沿道系市街地		工業系市街地誘導地区		公園緑地（現況）
	住宅市街地		新産業複合市街地誘導地区		公園緑地（構想）
	工業系市街地		商業と居住の再生地区		水と緑のネットワーク
	産業複合市街地		広域幹線道路		河川
	市街地近郊地区（区域指定）		都市幹線道路		小中学校
	田園居住地区（既存集落）		地域幹線道路		防災拠点（市役所支所等）

議案第１１６号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路　線　名	起　　点	終　　点	主要な経過地
鷲宮1040号線	久喜市八甫	久喜市八甫	

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

市道としての機能が失われるため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第９号

専決処分の報告について

久喜市本庁舎耐震補強及び改修(建築)工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

専　決　処　分　書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

１	契　約　の　目　的	久喜市本庁舎耐震補強及び改修(建築)工事
２	変　更　請　負　金　額	682,136,400円
３	今回変更による増額	2,786,400円
４	契　約　の　相　手　方	小川・黒須特定建設工事共同企業体 (代表者) 埼玉県久喜市久喜本11-4-D103 小川工業株式会社久喜営業所 営業所長　秋　山　　勲

平成２７年１０月２８日

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

報告第１０号

専決処分の報告について

久喜市本庁舎耐震補強及び改修(電気設備)工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

専　決　処　分　書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

１	契　約　の　目　的	久喜市本庁舎耐震補強及び改修(電気設備)工事
２	変　更　請　負　金　額	233,970,600円
３	今回変更による増額	2,991,600円
４	契　約　の　相　手　方	電成・進栄特定建設工事共同企業体 (代表者) 埼玉県川越市三久保町8番地4 株式会社電成社 代表取締役　山　口　　裕

平成２７年１０月２８日

久喜市長　　田　　中　　暄　　二